

1 投資信託を購入した場合

お取引の都度、その明細をお知らせします。

- お客さまから投資信託の購入のご注文をいただいた際に、その注文が成立したことをお知らせします。
- 約定日の翌営業日に郵送されます。
- 「一般口座」にて購入の場合、確定申告に必要な書類となりますので、大切に保管ください。

*天引投信積立による購入の場合は、購入の都度ではなく、「取引残高報告書」により取引内容をお知らせします。

<「取引残高報告書」については、P7、P8を参照>

【例:三菱UFJ豪ドル債券インカムオープン<夢実月>分配金受取りコースを150万円で購入した場合】(金額指定・NISA優先)

取引報告書 (投資信託)

作成日 20XX年〇月〇日
1頁

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
下記の通り、お取引の明細をご報告いたしますので、
内容をご確認ください。
ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが、
リスク商品事務室責任者(0120-104-462)まで直接ご連絡ください。

000-0000
大阪府〇〇市〇〇町〇-〇

〇〇 〇〇様

〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-000-0000

取引報告書 (投資信託)

(委託)

| 取引店 | 口座番号 | 扱者 | 税区分 |
|-----|------------|----|------|
| 000 | 0000000000 | 00 | **** |

〇〇 〇〇様

購入ファンド名

| 取引 | ファンド名称 | 精算金額合計 (円) | 約定日 | 精算日 |
|----|---|------------|----------|----------|
| 購入 | 03311301 三菱UFJ豪ドル債券インカムオープン<夢実月>【分配受取型】 | A 1500000 | 20XX.0.0 | 20XX.0.0 |

明細

| うち非課税分 | 1万円当たり | 約定金額 (円) | 元本または 個別元金 (円) | 手数料 (円) | 所得税 (円) | うち償還優遇 利用金額 (円) | 精算金額 (円) | 備考 |
|---------------------|---------|-----------|-------------------|----------|---------|--------------------|----------|----|
| 数量 (口) | の単価 (円) | | 課税対象金額 (円) | 消費税等 (円) | 住民税 (円) | 取得単価 (円) | | |
| NISA預り B 1036592 | C 9647 | D 1000000 | | E 20000 | | | | |
| 特定預り | | | | F 9383 | | | 1021000 | |
| 486315 | 9647 | 469148 | | 469 | | | 479000 | |

平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が付加されております。
個人のお客様で公積株式投資の募集・購入・収益金受取引の場合は、税区分を表示しておりません。
解約の単価は約定日の基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。(信託財産留保額のないファンドもあります)

- G NISA非課税ご利用可能額を超過したため、特定期間での取引を行いました。
20XX年〇月〇日お取引後のNISA非課税ご利用可能額(20XX年分)は、0円です。

〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-000-0000

取引報告書の見方

- A お申込み金額(手数料、消費税等を含む)
B 今回の購入口数
C お申込みファンドの購入価額(基準価額)
<詳しくは、P12の「投資信託用語集」の基準価額を参照>
D ファンドの購入金額
D 1,000,000円=C×B÷10,000
=9,647円×1,036,592口÷10,000
E 今回のお申込みにかかる手数料
E 20,000円=D×2%
=1,000,000円×2%
※手数料率はファンドによって異なります。詳しくは「投資信託ファンドガイド」等にてご確認ください。
F 手数料にかかる消費税相当額
F 1,000円=E×5%
=20,000円×5%
※平成26年4月から消費税率は8%に変更となる予定です。
G NISA優先の場合、上限額(100万円)までの約定についてはNISA預りとなり、上限額を超過した部分については特定預り(特定口座を未開設の場合は一般預り)となります。(1回のご購入で上限額を超過した場合は1枚の報告書に2段に分けて表示します。)

2 投資信託を解約した場合

お取引の都度、その明細をお知らせします。

- お客さまから投資信託の解約のご注文をいただいた際に、その注文が成立したことをお知らせします。
- 約定日の翌営業日に郵送されます。
- 「一般口座」にて解約の場合、確定申告に必要な書類となりますので、大切に保管ください。

【例:三菱UFJ豪ドル債券インカムオープン<夢実月>分配金受取りコースを解約した場合】(全部解約・特定預り)

取引報告書 (投資信託) 作成日 20XX年〇月〇日
1 頁

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
下記の通り、お取引の明細をご報告いたしますので、
内容をご確認ください。
ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが、
リスク商品事務室責任者(0120-104-462)まで直接ご連絡ください。

000-0000
大阪府〇〇市〇〇町〇-〇

〇〇 〇〇様

〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1 THOE
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-000-0000

取引報告書 (投資信託) (委託)

| 取引店 | 口座番号 | 扱者 | 税区分 |
|-----|-------------|-----|------|
| 000 | 00000000000 | 000 | 申告分離 |

〇〇 〇〇様

| 取引 | ファンド名称 | 精算金額合計 (円) | 約定日 | 精算日 |
|----|--|------------|----------|----------|
| 解約 | 03311301 三菱UFJ 豪ドル債券インカムオープン<夢実月>【分配受取型】 | A 4779457 | 20XX.0.0 | 20XX.0.0 |

募集/購入時の精算金額 ⑥=①+②+③ 解約/買取時の精算金額 ⑥=①-②-③-④-⑤

明細

| うち非課税分 (円) | 1万口当り 数量(口数) (口) | ①約定金額 (単価×口数) (円) | 元本または 個別元本 (円) | ②手数料 (円) | ④所得税 (円) | うち償還優遇 利用金額 (円) | ⑥精算金額 (円) | 備考 |
|------------|---------------------|----------------------|-------------------|-----------|----------|--------------------|--------------|--------|
| | | | 課税対象金額 (円) | ③消費税等 (円) | ⑤住民税 (円) | 取得単価 (円) | | |
| C | D 4987433 | E 9583 | F 4779457 | G 9103 | | H 9310 | 4779457 | 源泉徴収あり |
| ◆以下余白◆ | | | | | | | | |

平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が付加されております。
個人のお客様で公募株式投資の募集・購入・収益金返金取引の場合は、税区分を表示しておりません。
解約の単価は約定日の基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。(信託財産留保額のないファンドにのみ適用されます)

〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1 THOE
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-000-0000

特定預りのファンドを解約した場合のみ記載

取引報告書の見方

- A お客さまにお支払いするファンドの解約代金
- B 解約代金の入金日
- C 今回解約したファンドの預り区分
(記載がない場合は、一般預り)
- D 今回の解約口数
- E 申込みファンドの解約価額
<詳しくは、P12の「投資信託用語集」の基準価額を参照>
- F ファンドの解約金額
F 4,779,457円 = D × E ÷ 10,000
= 4,987,433口 × 9,583円 ÷ 10,000
- G 解約時点の個別元本
<詳しくは、P12の「投資信託用語集」の個別元本を参照>
- H ファンドの取得単価
<詳しくは、P12の「投資信託用語集」の取得単価を参照>

ご留意事項

譲渡益が出た場合、譲渡益部分について、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) 課税されます。特定口座(源泉徴収あり)をお選びいただいているお客さまは「特定口座 譲渡損益額のお知らせ」をお送りしますので、P3、P4をご参照ください。
なお、NISA預りの場合は非課税です。
<譲渡益の課税については、P14「譲渡取引(解約、償還)時の課税について」を参照>

3 特定口座（源泉徴収あり）内で譲渡（解約、償還）取引があった場合

特定口座内で譲渡（解約、償還）のお取引により発生した譲渡損益額についてお知らせします。

- 特定口座（源泉徴収あり）をお選びいただいているお客さまのみ郵送されます。
- 約定日・償還日の翌営業日に郵送されます。
- 譲渡損益額の他に、源泉徴収もしくは還付額についても記載されます。
- 確定申告の際には、「特定口座年間取引報告書」を添付してください。

【例：譲渡益が発生した場合】

| 特定口座 譲渡損益額のお知らせ | | | | 作成日 20XX年〇月〇日 1頁 |
|--|-----------------|---|----------------|---------------------|
| <p>特定口座の取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付のお知らせです。 取引の都度、年初からの譲渡益税徴収の計算を行い、徴収過多の場合は還付金としてご返金いたします。還付金はその都度お客様の口座にご入金いたします。</p> | | | | |
| 000-0000 大阪府〇〇市〇〇町〇-〇 | | 〇〇 〇〇様 | | |
| | | 〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1 JCKA 株式会社 池田泉州銀行 (取引店) 〇〇支店 TEL 000-000-0000 | | |
| 特定口座 譲渡損益額のお知らせ | | | | |
| 取引店 | 口座番号 | 基準日 | ご精算日 | 〇〇 〇〇様 |
| 000 | 000000000 | 20XX.0.0 | 20XX.0.0 | |
| 特定口座：源泉徴収あり | | | | |
| 今回お取引の譲渡損益額 | ① 源泉徴収額 | ② (内訳) 所得税 | ③ (内訳) 住民税 | (ア) |
| A 123,957 | B 25,181 | C 18,984 | D 6,197 | |
| 平成25年以降、所得税には復興特別所得税（所得税額×2.1%）が付加されております。 源泉徴収額 ①=②+③ | | | | |
| 前回お取引までの年間損益額 | 前回お取引までの年間源泉徴収額 | 前回お取引までの所得税徴収額 | 前回お取引までの住民税徴収額 | (イ) |
| 8,316,533 | 1,689,504 | 1,273,677 | 415,827 | |
| 今回お取引後の年間損益額 | 今回お取引後の年間源泉徴収額 | 今回お取引後の所得税徴収額 | 今回お取引後の住民税徴収額 | (ウ) |
| 8,440,490 | 1,714,685 | 1,292,661 | 422,024 | |
| 平成22年以降、源泉徴収・配当受入の口座については、配当と譲渡の損益通算を行いますが、本お知らせにこの内容は含まれておりません。(単位：円) | | | | |

特定口座 譲渡損益額のお知らせの見方

A 今回の取引で発生した損益額

精算金額 - 取得価額
(※1) (※2)
(※1) 譲渡（解約、償還）取引の受渡金額
(※2) 取得単価×約定口数÷計算口数

B 源泉徴収額

B 25,181円 = C + D
 = 18,984円 + 6,197円
※譲渡益税納付額として精算金額を入金した指定預金口座より徴収。

C 所得税

C 18,984円 = A × 15.315%
 = 123,957円 × 15.315%

D 住民税

D 6,197円 = A × 5%
 = 123,957円 × 5%

(イ) 欄は、年初から今回の取引を除いた前回までの取引の損益額、源泉徴収額、所得税額、住民税額、それぞれの合計額。年間損益額が「0」または「マイナス」の場合は、税額はすべて「0」。

(ウ) 欄は、上記の前回までの取引の各合計額 (イ) に今回の取引で発生した分 (ア) を加えたもので、年初から今回の取引までの通算。年間損益額が「0」または「マイナス」の場合は、税額はすべて「0」。

※一般口座、または、NISA口座でのお取引については本状は作成されません。

※税務の取扱いについては、平成26年1月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合がございます。

※特定口座のしくみについては、別パンフレット「投資信託「特定口座」のしくみと税制のポイント」をご用意しておりますので、店頭にてお申し付けください。

【例:譲渡損が発生した場合】

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

作成日 20XX年〇月〇日
1頁

特定口座の取引に係る譲渡損益額および源泉徴収・還付のお知らせです。
取引の都度、年初からの譲渡益税徴収の計算を行い、徴収過多の場合は還付金としてご返金いたします。還付金はその都度お客様の口座にご入金いたします。

000-0000
大阪府〇〇市〇〇町〇-〇

〇〇 〇〇様

〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1 JCKA
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-000-0000

特定口座 譲渡損益額のお知らせ

| 取引店 | 口座番号 | 基準日 | ご精算日 |
|-----|-----------|----------|----------|
| 000 | 000000000 | 20XX.0.0 | 20XX.0.0 |

特定口座：源泉徴収あり

| 今回お取引の譲渡損益額 | ① 還付額 | ② (内訳) 所得税 | ③ (内訳) 住民税 |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| A -123,178 | B 440 | C 332 | D 108 |

平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が附加されております。 還付額 ①=②+③

(ア)

| 前回お取引までの年間損益額 | 前回お取引までの年間源泉徴収額 | 前回お取引までの所得税徴収額 | 前回お取引までの住民税徴収額 |
|---------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2,173 | F 440 | 332 | 108 |

(イ)

| 今回お取引後の年間損益額 | 今回お取引後の年間源泉徴収額 | 今回お取引後の所得税徴収額 | 今回お取引後の住民税徴収額 |
|-------------------|----------------|---------------|---------------|
| E -121,005 | 0 | 0 | 0 |

(ウ)

平成22年以降、源泉徴収・配当受入の口座については、配当と譲渡の損益通算を行います。本お知らせにこの内容は含まれておりません。(単位:円)

特定口座 譲渡損益額のお知らせの見方

A 今回の取引で発生した損益額

$$\text{精算金額} - \text{取得価額}$$

$$(\text{※1}) \text{譲渡(解約、償還)取引の受渡金額}$$

$$(\text{※2}) \text{取得単価} \times \text{約定口数} = \text{計算口数}$$

※マイナス値は譲渡損を意味します。

B 還付額

$$B 440 \text{円} = C + D$$

$$= 332 \text{円} + 108 \text{円}$$

E がプラスの場合

(イ)の税額 - (ウ)の税額の差額を還付

E がゼロまたはマイナスの場合

Fの金額を還付

※今回のケースの場合、Eがマイナスとなるため、F 440円が還付され、お客さまの指定預金口座に入金されます。

(イ)欄は、年初から今回の取引を除いた前回までの取引の損益額、源泉徴収額、所得税額、住民税額の合計額。年間損益額が「0」または「マイナス」の場合は、税額はすべて「0」。

(ウ)欄は、上記の前回までの取引の各合計額(イ)に今回の取引で発生した分(A)を加えたもので、年初から今回の取引までの通算。年間損益額が「0」または「マイナス」の場合は、税額はすべて「0」。

※一般口座、または、NISA口座でのお取引については本状は作成されません。

※税務の取扱いについては、平成26年1月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合がございます。

※特定口座のしくみについては、別パンフレット「投資信託「特定口座」のしくみと税制のポイント」をご用意しておりますので、店頭にてお申し付けください。

4 分配金を受取った場合

収益分配金のご案内をいたします。

- 収益の分配が行われた場合に、その受取金額についてお知らせします。
- 各ファンドの決算日の翌営業日に郵送されます。
- 収益の分配は、原則として購入いただいているファンドの決算時に行われます。
- 収益分配金が0円の場合にも「収益分配金のご案内」が作成されます。
- 「特定口座（源泉徴収なし）」「一般口座」を選択の場合、確定申告に必要な書類となりますので、大切に保管ください。

【例：分配金受取りコースの場合】

収益分配金のご案内 作成日 20XX年〇月〇日 1頁

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
下記明細の通り、分配金のお支払いについてご案内申し上げます。

—ご注意—
確定申告の際、本状が必要となる場合がございますので
大切に保管ください。
但し、源泉徴収済の特定口座に配当を受け入れている場合は
確定申告には使用できませんので、特定口座年間取引報告書をご利用ください。
また、NISAの分配金については、確定申告の対象ではありません。
ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが
リスク商品事務室責任者（0120-104-462）まで直接ご連絡ください。

000-0000
大阪府〇〇市〇〇町〇-〇

〇〇 〇〇様

〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1 BNGC
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-000-0000

収益分配金のご案内

| 取引店 | 口座番号 | 扱者 | 税区分 |
|-----|-----------|----|------|
| 000 | 000000000 | 00 | **** |

02204 三菱UFJ 豪ドル債券インカムプラン<夢実月>【分配受取型】 〇〇 〇〇様
(上場) 外貨建資産割合：制限なし 池田泉州銀行 〇〇支店 配当受入あり
非株式割合：約款規定なし

| うち非課税分 | 1万円当たりの 元本払戻金 個別元本 | 1万円当たりの 元本払戻金 普通分配金 単価 | うち非課税分 普通分配金 | うち非課税分 元本払戻金 (特別分配金) | 所得税 住民税 | 支払金額 | 備考 |
|--------|--------------------------|---------------------------------|-----------------|----------------------------|------------|------|----|
| 特定預り | 9708 | 24 | 2723 | 1167 | 417 | 3337 | |
| NISA預り | 9708 | 24 | 5805 | 2488 | 136 | | |
| ◆以下余白◆ | | | | | | | |

分配落ち後の基準価額

決算日
20XX.0.0
支払日
20XX.0.0

分配落ち前の個別元本

支払金額合計
11630 (円)

平成25年以降、所得税には復興特別所得税（所得税額×2.1%）が付加されております。

〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1 BNGC
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-000-0000

【受託銀行】三菱UFJ信託銀行株式会社

収益分配金のご案内の見方

- A 分配金の計算対象となるお預り残高（口数）
（決算日現在）
- B 元本払戻金（特別分配金）単価…非課税扱い
- C 普通分配金単価…課税扱い、ただしNISA預りの場合は非課税扱い
- D 普通分配金…課税扱い、ただしNISA預りの場合は非課税扱い
D 2,723円 = A × C ÷ 10,000
= 486,315口 × 56円 ÷ 10,000
- E 元本払戻金（特別分配金）…非課税扱い
E 1,167円 = A × B ÷ 10,000
= 486,315口 × 24円 ÷ 10,000
- F 所得税
F 417円 = D × 15.315%
= 2,723円 × 15.315%
- G 住民税
G 136円 = D × 5%
= 2,723円 × 5%
- H 預り区分ごとの入金額（税抜き）
H 3,337円 = D + E - (F + G)
= 2,723円 + 1,167円 - (417円 + 136円)
- I 支払金額合計（税抜き）
I 11,630円 = H + 8,293円
※同一ファンドで特定預り（一般預り）とNISA預りの両方をお持ちの場合、2段に分けて表示いたします。

※税務の取扱いについては、平成26年1月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合がございます。

※普通分配金・元本払戻金（特別分配金）については、P13「収益分配金の課税について」をご参照ください。

4 分配金を再投資した場合

収益分配金再投資のご案内をいたします。

- 収益の分配が行われた場合に、再投資の明細についてお知らせします。
- 各ファンドの決算日の翌営業日に郵送されます。
- 収益分配金の再投資は、原則として購入いただいているファンドの決算日に行われます。
- 収益分配金が0円の場合は「収益分配金再投資のご案内」が作成されません。
- 「特定口座（源泉徴収なし）」「一般口座」を選択の場合、確定申告に必要な書類となりますので、大切に保管ください。

【例：分配金再投資コースの場合】

作成日 20XX年〇月〇日
1 頁

収益分配金再投資のご案内

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
下記明細の通り、収益分配金の再投資についてご案内申し上げます。

ーご注意ー
確定申告の際、本状が必要となる場合がございますので、大切に保管ください。
但し、源泉徴収選択の特定口座に配当を受け入れている場合は、確定申告には使用できませんので、特定口座年間取引報告書をご利用ください。
また、NISAの分配金については、確定申告の対象ではありません。
ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが、リスク商品事務室責任者（0120-104-462）まで直接ご連絡ください。

000-0000
大阪府〇〇市〇〇町〇-〇

〇〇 〇〇様

〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1 SIPB
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-000-0000

収益分配金再投資のご案内

| 取引店 | 口座番号 | 振替 | 税区分 |
|-----|------------|----|------|
| 000 | 0000000000 | 00 | **** |

02230 三菱UFJ 豪ドル債券(カタブ)＜夢実月＞
(上場) 外貨建資産割合：制限なし 非株式割合

再投資日
20XX.0.0

約款規定なし 配当受入あり

●分配金の明細

| うち非課税分 | うち非課税分 | うち非課税分 | 所得税 |
|------------------|--------|--------------|----------|
| 分配金計算対象残高 | 普通分配金 | 元本払戻金(特別分配金) | 住民税 |
| 特定預り (円) A 86513 | B 261 | C 431 | D (円) 39 |
| NISA預り 137853 | 416 | 686 | E 13 |
| | | | 0 |

●再投資の明細

| うち非課税分 | うち非課税分 |
|--------|--------|
| 再投資金額 | 再投資口数 |
| I 640 | J 659 |
| 特定預り | |
| NISA預り | |
| 1102 | 1135 |

●お預り残高の明細

| うち非課税分 |
|---------|
| 再投資後残高 |
| K 87172 |
| 特定預り |
| NISA預り |
| 138988 |

◆以下余白◆

【受託銀行】三菱UFJ 信託銀行株式会社
〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1 SIPB
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-000-0000

1 万口当たりの再投資の基準価額 (円) F 9708
1 万口当たりの普通分配金単価 (円) (銭) G 3021
1 万口当たりの元本払戻金(特別分配金)単価 (円) (銭) H 4979
個別元本 (円) (銭) 973821

平成25年以降、所得税には復興特別所得税(所得税額×2.1%)が付加されております。
20XX年0月0日お取引後のNISA非課税ご利用可能額(20XX年分)は、578,321円です。

分配落ち前の個別元本

収益分配金再投資のご案内の見方

- A 分配金の計算対象となるお預り残高(口数)(決算日現在)
- B 普通分配金…課税扱い、ただしNISA預りの場合は非課税扱い
B 261円 = G × A ÷ 10,000
= 30.21円 × 86,513口 ÷ 10,000
- C 元本払戻金(特別分配金)…非課税扱い
C 431円 = H × A ÷ 10,000
= 49.79円 × 86,513口 ÷ 10,000
- D 所得税
D 39円 = B × 15.315%
= 261円 × 15.315%
- E 住民税
E 13円 = B × 5%
= 261円 × 5%
- F 分配金を再投資した際のファンドの購入価額で、決算日のファンドの基準価額と同一
- G 普通分配金単価…課税扱い、ただしNISA預りの場合は非課税扱い
- H 元本払戻金(特別分配金)単価…非課税扱い
- I 再投資する金額(税引き後)
I 640円 = B + C - (D + E)
= 261円 + 431円 - (39円 + 13円)
- J 分配金を再投資して、追加購入した口数
J 659口 = I ÷ F × 10,000
= 640円 ÷ 9,708円 × 10,000
- K 再投資した口数を加えた現在のお預り残高(口数)
K 87,172口 = A + J
= 86,513口 + 659口
- ※同一ファンドで特定預り(一般預り)とNISA預りの両方をお持ちの場合、2段に分けて表示いたします。

※税務の取扱いについては、平成26年1月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合がございます。
※普通分配金・元本払戻金(特別分配金)については、P13「収益分配金の課税について」をご参照ください。

5 残高等のご報告（通常3カ月に1回）

取引残高報告書では、基準日直前3カ月の取引明細と基準日現在の受益権の残高明細をお知らせします。

- 投資信託は預金とは異なり、通帳や証券を発行する代わりに「取引残高報告書」を作成します。
- 原則として3月、6月、9月、12月の各月末日を基準日として作成し、翌月中旬頃に郵送されます。
- 期間中にお取引がない場合は作成されませんが、受益権残高があるお客さまについては、その残高をご確認いただくため、1年に1回送付いたします。
- 作成基準日（3月、6月、9月、12月の各月末日）までにお申込みいただいたお取引でも、受渡日が翌月になるお取引については、次回基準日の「取引残高報告書」に記載されます。

作成日 20XX年12月30日

1頁

取引残高報告書（定期交付）

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
お客様の投資信託のお取引明細および 20XX年12月30日現在のお預り金、投資信託受益権の残高明細を下記の通りご報告申し上げます。

内容をご確認のうえ、ご不明な点がございましたら、速やかにリスク商品事務室責任者（0120-104-462）まで直接ご連絡ください。
なお運用状況のご確認、運用のご相談等につきましては下記お取引店までご連絡ください。

000-0000
大阪府〇〇市〇〇町〇-〇

〇〇 〇〇様

※お取引の明細の「振替」についてのご説明
お受取金額：投資信託口座へのご入金額（指定預金口座からの引落とし額）
お支払金額：投資信託口座からのお引き出し額（指定預金口座へのご入金額）

〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1 GETA
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-000-0000

000-000000000
〇〇 〇〇様
特定口座 源泉徴収あり

お取引の明細と預り金の残高明細

(お取引明細の記載対象期間は20XX年10月 1日～20XX年12月30日です)

【お取引の明細】

| 受渡日 約定日 区分 | 銘柄名等 | 数量 単価 | 備考 |
|------------------|------|----------|-------|
| | | お受取金額 | お支払金額 |

| | | | |
|-------|----|---------|-------|
| 10. 5 | 振替 | | 定時・定額 |
| | | 10,000円 | |

| | | | |
|-------|----------------------|---------|----------------|
| 10. 5 | 三菱UFJ 豪ドル債券インカムプラン<夢 | 9,846口 | 単価は10,000口当り |
| 10. 4 | 実月>【再投資型】 | 9,948円 | NISA預り |
| 買 | | 10,000円 | 定期買付 手数料等:205円 |

取引残高報告書の見方

投資信託のお取引はすべてお客さまの投資信託口座を經由して行われます。

- A ご購入**
お客さまのご購入金額を投資信託口座へ入金し、投資信託を購入するため支払い。
- B 手数料等（手数料と消費税）**
天引投信積立の場合のみ、手数料等が記載されます。
- C 分配金の受取**
分配金を投資信託口座へ入金し、お客さまの指定預金口座へ支払い。
※同一のファンドを特定預りとNISA預り等、異なる区分で保有されている場合、それぞれの預り区分ごとに2行で表示します。
- D ご解約**
解約代金を投資信託口座へ入金し、お客さまの指定預金口座へ支払い。

| | | | |
|-------|-----------------------------------|------------|--------------|
| 10.28 | フィデリティ・U.Sハイ・イールド・ ファンド【分配受取型】 | 7,233,021口 | 特定預り 配当受入 |
| 収益分配 | | 61,481円 | |

| | | | |
|-------|----|---------|--|
| 10.28 | 振替 | | |
| | | 61,481円 | |

| | | | |
|-------|------------------------------------|---------|------------------------|
| 12.27 | 三菱UFJ 豪ドル債券インカム・プラン<夢 実月>【再投資型】 | 92,900口 | 単価は10,000口当り NISA預り |
| 12.21 | 売 | 9,992円 | |
| | | 92,826円 | |

| | | | |
|-------|----|---------|--|
| 12.27 | 振替 | | |
| | | 92,826円 | |

000-000000000

作成日 20XX年12月30日

〇〇 〇〇様
特定口座 源泉徴収あり

2頁

お預り証券等の残高明細

| 銘柄名 (預り区分) (決算日) | 数量 基準価額 取得単価 | 評価額 備考 個別元本 |
|--|---|--|
| フィデリティ・U.Sハイ・イールド・ ファンド【分配受取型】 (特定預り) (毎月22日) | E 7,233,021口 F 5,784円 G 6,073円 | H 4,183,579円 基準価額は10,000口当りです 決算日は休日の関係で変動します I 5,882.71円 |
| フィデリティ・U.Sハイ・イールド・ ファンド【分配受取型】 (NISA預り) (毎月22日) | 1,835,872口 5,784円 6,073円 | 1,061,868円 基準価額は10,000口当りです 決算日は休日の関係で変動します 5,882.71円 |

【非課税限度額】

種類 限度額 ご利用額備考

NISA非課税枠(2014年) 100万円 **J** 100,000円

【お取引の明細】

受渡日が1月4日以降のお取引明細

| 受渡日 約定日 区分 | 銘柄名等 | 数量 単価 お受取金額 | 備考 お支払金額 |
|-------------------|---|---------------------|------------------------------------|
| 1.4 12.30 買 | 米国ハイ・イールド債券ファンド* (フランチ・ルヴァ ス)【分配受取型】 | 952,695口 10,176円 | 単価は10,000口当り 特定預り 1,000,000円 |

以上

E 作成日現在のファンドの残高(口数)**F** 作成日現在のファンドの基準価額**G** 作成日現在の取得単価<詳しくは、P 12の「投資信託用語集」の取得単価を
参照>**H** 作成日現在の基準価額に基づくファンドの評価額
(手数料、税金等は考慮していません)

$$\begin{aligned} \text{H} &= 4,183,579\text{円} = \text{E} \times \text{F} \div 10,000 \\ &= 7,233,021\text{口} \times 5,784\text{円} \div 10,000 \end{aligned}$$

I 作成日現在の個別元本<詳しくは、P 12の「投資信託用語集」の個別元本を
参照>**J** 作成日現在のNISA口座ご利用額(約定金額)**K** 基準日以降に受渡しがあった場合のお取引明細

6 特定口座内での取引報告（1年に1回）

年間取引報告書は、1年間に特定口座内でお取引された譲渡取引明細、年間の譲渡損益等をお知らせします。

- 「特定口座年間取引報告書」は、確定申告する際に、添付資料としてご利用いただくためのものですので、大切に保管ください。
- 原則として翌年の1月末までに郵送されます。
- 1年間の途中で特定口座を閉鎖した場合、閉鎖月の翌月に郵送されます。
- 1年間に譲渡取引がなく、特定口座への分配金の受け入れもない場合は郵送されません。
- 「特定口座年間取引報告書」の基準日は受渡日です。（お申込日ではありません。）
対象となるお取引は、年初第1営業日から年末の最終営業日が受渡日となるお取引です。

作成日 20XX年11月30日
000-00000000 1頁
NT1F

特定口座年間取引報告書送付のご案内

000-0000
大阪府〇〇市〇〇町〇-〇

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
あなた様の「平成XX年分 特定口座年間取引報告書」および、
特定口座における譲渡取引および配当取引を下記の通りご報告申
上げます。

「年間取引報告書」は確定申告をする際、添付資料としてご利用
いただけますので、大切に保管ください。

大阪府〇〇市〇〇町〇-〇
株式会社 池田泉州銀行
(取引店) 〇〇支店
TEL 000-0000-0000

〇〇〇〇様

特定口座お取引等の明細のお知らせ

- A** 年間取引報告書での計算対象となる譲渡取引
(譲渡=解約、償還)を表示

配当等の交付状況

- B** 各決算日時点の保有口数
C 分配金額(税込み)
D 普通分配金を受け取った場合の源泉徴収税額
所得税43,115円 = **C** × 15.315%
= 281,523円 × 15.315%
住民税14,076円 = **C** × 5%
= 281,523円 × 5%
E 元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合は非課税

① 特定口座お取引等の明細のお知らせ

【源泉徴収の選択：有】

| 譲渡年月日 | 譲渡した株式等の銘柄 | 数量 譲渡による収入金額 | 取得価額 譲渡手数料等 |
|-------------|--|---------------------------|------------------|
| 平成XX年11月29日 | A クロッキー日本株プラス(3ヵ月) <ダブル ソカム> 【分配受取型】 | 17,595,188口 9,230,436円 | 9,416,945円 0円 |

源泉徴収を選択している場合は【有】、
選択していない場合【無】と表示

② 配当等の交付状況

| 交付年月日 支払確定日 | 種類 株式等の銘柄 | 数量 配当等の額 | 源泉徴収税額(所得税) 配当割額(住民税) | 外国所得税 備考 |
|----------------------------|--|---|-----------------------------|-------------|
| 平成XX年 3月11日 平成XX年 3月 5日 | オープン型証券投資信託 クロッキー日本株プラス(3ヵ月) <ダブル ソカム> 【分配受取型】 | B 17,595,188口 C 281,523円 | D 43,115円 14,076円 | |

【源泉徴収の選択：(無)】をお選びいただいている
お客さまは、特定口座への分配金受入れを行って
いないため、「配当等の交付状況」の記載はござい
ません。

平成XX年 6月11日 オープン型証券投資信託
平成XX年 6月 7日 クロッキー日本株プラス(3ヵ月) <ダブルイ
ソム> 【分配受取型】

平成XX年 6月11日 オープン型証券投資信託
平成XX年 6月 7日 クロッキー日本株プラス(3ヵ月) <ダブルイ
ソム> 【分配受取型】

17,595,188口 35,839円
234,016円 11,700円

17,595,188口 0円
47,507円 0円 (特別分配金)

(摘要)

株式等の銘柄 外貨建資産割合 株式等
非株式割合

クロッキー日本株プラス(3ヵ月) <ダブルイ 0%
ソム> 【分配受取型】 約款規定なし

- F** 譲渡の対価の額(収入金額)
特定口座での公募株式投資信託の譲渡等による
収入金額の合計
(解約、償還により受け取った金額)
- G** 取得費及び譲渡に要した費用の額等
譲渡した公募株式投資信託の取得費(取得金額)
の合計金額
(手数料及び消費税込みの購入金額
※但し、元本払戻金(特別分配金)が出た場合等は変動します。)
- H** 差引金額(譲渡所得等の金額)
譲渡損益の合計金額
 $H = 186,509円 = F - G = 9,230,436円 - 9,416,945円$
- I** 源泉徴収額(所得税)
(Hがプラスの場合) $I = H \times 15.315\%$
(Hがマイナス又は0の場合) $I = 0$
- J** 株式等譲渡所得割額(住民税)
(Hがプラスの場合) $J = H \times 5\%$
(Hがマイナス又は0の場合) $J = 0$
- K** 年間の普通分配金合計
- L** 普通分配金にかかる所得税
 $L = 78,954円 = K \times 15.315\% = 515,539円 \times 15.315\%$
- M** 普通分配金にかかる住民税
 $M = 25,776円 = K \times 5\% = 515,539円 \times 5\%$
- N** 年間の元本払戻金(特別分配金)合計
- O** 年間の譲渡損失の金額(※1)
Hがマイナスであった場合に記載
- P** 損益通算後の配当所得の金額(※1)
 $P = 329,030円 = K - O = 515,539円 - 186,509円$
- Q** 損益通算後の所得税
 $Q = 50,390円 = P \times 15.315\% = 329,030円 \times 15.315\%$
- R** 損益通算後の住民税
 $R = 16,451円 = P \times 5\% = 329,030円 \times 5\%$
- S** 還付される所得税(※2)
 $S = 28,564円 = L - Q = 78,954円 - 50,390円$
- T** 還付される住民税(※2)
 $T = 9,325円 = M - R = 25,776円 - 16,451円$

作成日 20XX年11月30日 3頁 NT1F

平成XX年分 特定口座年間取引報告書

税務署長 殿 平成XX年11月30日

| | | | | |
|---------|--------------|------|---------|-------|
| 特定口座開設者 | 住所(居所) | フリガナ | 勘定の種類 | 保管・配当 |
| | | 氏名 | 口座開設年月日 | |
| | 前回提出時の住所又は居所 | 生年月日 | 源泉徴収の選択 | 有 |

| 譲渡区分 | ① 譲渡の対価の額(収入金額) | ② 取得費及び譲渡に要した費用の額等 | ③ 差引金額(譲渡所得等の金額)(①-②) |
|-------|------------------|--------------------|-----------------------|
| 上場分 | 9230436 | 9416945 | -186509 |
| 特定信用分 | | | |
| 合計 | F 9230436 | G 9416945 | H -186509 |

| 種類 | 配当等の額 | 源泉徴収税額(所得税) | 配当割額(住民税) | 特別分配金の額 | 外国所得税の額 |
|-----------------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|---------|
| ④株式、出資又は基金 | | | | | |
| ⑤投資信託又は特定受益証券発行信託 | 0 | 0 | 0 | | |
| ⑥オープン型証券投資信託 | 515539 | 78954 | 25776 | 329030 | |
| ⑦国外株式、国外投資信託等 | 0 | 0 | 0 | | 0 |
| ⑧合計(配当所得の金額)(④+⑤+⑥+⑦) | K 515539 | L 78954 | M 25776 | N 329030 | 0 |
| ⑨譲渡損失の金額 | O 186509 | | | | |
| ⑩差引金額(⑧-⑨) | P 329030 | | | | |
| ⑪納付税額 | | Q 50390 | R 16451 | | |
| ⑫還付税額(⑧-⑪) | | S 28564 | T 9325 | | |

所在地 ○○市○○町○-○

名称 株式会社 池田泉州銀行
○○支店 (電話) 000-000-0000

以上

(※1) 譲渡損失(O欄)が配当所得(K欄)を上回っている場合、確定申告を行うことで、譲渡損失の繰越控除や当行の特定口座以外で発生した譲渡所得・配当所得との損益通算が可能です。ただし、この場合でもP欄は0円として記載されますので、ご注意ください。

(※2) 還付金(S欄とT欄の合計金額)は、翌年初第1営業日に投資信託指定預金口座に入金されます。

平成26年1月1日現在の税制に基づき作成しています。

特定口座のしくみについては、別パンフレット「投資信託「特定口座」のしくみと税制のポイント」をご用意しておりますので、店頭にてお申し付けください。

7 ご投資状況のお知らせ（通常3カ月に1回）

ご投資状況のお知らせでは、基準日現在のご投資状況をお知らせします。

- 原則として3月、6月、9月、12月の各月末日を基準日として作成し、翌月中旬頃に「取引残高報告書」と同封のうえ郵送されます。
 〈「取引残高報告書」については、P7、P8を参照〉
- 3月、6月、9月、12月の各月末日以前に解約等された場合は、解約金額が **C** お受取額に加算されます。

20XX年 6月30日

ご投資状況のお知らせ

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
 20XX年 6月30日 現在のお客様の投資信託受益権の評価金額
 およびご投資額、お受取額を下記の通りご報告申し上げます。
 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが、
 リスク商品事務室責任者（0120-104-462）まで
 直接ご連絡ください。

000-0000
 大阪府〇〇市〇〇町〇-〇

〇〇 〇〇 様

〒669-1324 三田市ゆりのき台6-1 GTJA
 株式会社 池田泉州銀行
 (取引店) 〇〇支店
 TEL 000-000-0000

ご投資状況のお知らせ

作成日 20XX年 6月30日
 1頁

| 取引店 | 口座番号 | 扱者 | 作成基準日 | |
|-----|-------------|----|---------|------------|
| 000 | 00000000000 | 00 | 〇〇 〇〇 様 | 20XX/ 6/30 |

| ファンド名称 ご投資期間 (コード) | ①時価評価額 | ②ご投資額 | ③お受取額 | ④運用損益 (④=①-②+③) |
|---|-------------------|---------------------|-------------------|--------------------|
| 財産3分法ファンド(毎月)【分配受取型】 20XX/ 9/ 3 ~ (02306301) | A 763,905円 | B 1,000,000円 | C 199,822円 | D -36,273円 |
| 合 計 | 763,905円 | 1,000,000円 | 199,822円 | -36,273円 |
| ***以下余白*** | | | | |

①時価評価額=20XX年 6月30日現在(受渡日基準)のお預り残高 × 20XX年 6月30日の基準価額 ÷ 計算口数
 ※直近3ヶ月の間に解約(償還)されており、作成基準日時点でお預り残高がない場合は、時価評価額0円として
 表示しております。

②ご投資額 = ご購入金額の累計 (入庫による受渡金額を含む)

③お受取額 = 税引後分配金および解約(償還)金の累計 (再投資を除く、出庫による受渡金額を含む)

④運用損益 = ①時価評価額 - ②ご投資額 + ③お受取額

*** 以上 ***

ご投資状況のお知らせの見方

A 時価評価額

作成基準日のお預り残高(口数) ×
 作成基準日の基準価額 ÷ 10,000
 ※0円の場合、すでに解約、もしくは償還済で
 基準日時点で残高がないことを意味します。

B ご投資額

ご購入金額の合計額
 (入庫による受渡金額を含みます。)

C お受取額

税引後の受取分配金および解約金の合計額
 (買取・出庫による受渡金額は含みますが、
 再投資は含まれません。)

D 運用損益

$$\begin{aligned}
 \text{D} - 36,273\text{円} &= \text{A} - \text{B} + \text{C} \\
 &= \text{A} 763,905\text{円} - \text{B} 1,000,000\text{円} \\
 &\quad + \text{C} 199,822\text{円}
 \end{aligned}$$

■投資信託用語集 (50音順)

解約【かいやく】

お客さまが保有する投資信託を資金化すること。

※税制改正により、「解約」と「買取」の差異がなくなったため、当行では換金方法を「解約」に統一しています。

解約価額【かいやくかがく】

投資信託を解約する時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額。なお、信託財産留保額のないファンドもある。

基準価額【きじゅんかがく】

ファンドの財産価値を示すもの。ファンドに組み入れている株式や公社債などを時価で評価し、そこからファンドの運用に必要な費用などを差し引いて算出された1口または1万口当りの価額。基準価額は運用資産に含まれる株式や公社債などの価額変動によって日々変動する。

※「MHAM株式オープン」のみ1千口当りで表示。

口数【くちすう】

投資信託の利益を受取る権利又は取引単位の数。

決算日【けっさんび】

ファンドの資産内容、運用結果の決算を行う日。決算日は年1回以上で、毎日決算型、毎月決算型など色々ある。ファンドの収益分配は決算時に分配金額を決める。

交付目論見書【こうぶもくろみしょ】

ファンドごとに運用会社によって作成される投資信託説明書。運用の基本方針、費用と税金、募集要項など重要な事項が記載されている。

※交付目論見書は取扱店の投資信託取扱窓口にて用意しています。投資信託販売に際し、お客さまにあらかじめまたはご購入時にお渡しいたしますので、ご購入に際しましては必ずお読みください。

個別元本【こべつがんぼん】

お客さまごとの追加型株式投資信託の取得元本価額。お客さまがファンドを購入した時の基準価額であり、手数料等は含まれない。収益分配金の受取り時の課税上の基準。

※追加型株式投資信託の場合、当初購入後、追加購入・再投資及び元本払戻金(特別分配金)の受領等が発生した場合は、個別元本が修正される。

※平成12年4月より個別元本方式を採用。平成12年3月31日以前に投資信託を購入の場合、当該ファンドの平成12年3月31日の平均信託金を個別元本として採用。

収益分配金【しゅうえきぶんばいきん】

ファンドの決算期間に運用によって得た収益を、運用会社が定める収益分配方針に基づいてお客さまに支払われる分配金。収益分配金には、税法上の課税扱いとなる「普通分配金」、非課税となる「元本払戻金(特別分配金)」がある。

〈詳しくは、P13の「収益分配金の課税について」を参照〉

取得単価【しゅとくたんか】

個別元本に申込手数料、消費税を加えたもの。解約代金、償還金の受取り時の課税上の基準。

償還【しょうかん】

投資信託の運用期間が終了し、お客さまに金銭が返還されること。

信託銀行【しんたくぎんこう】

投信会社から資金を預かり、信託財産の管理・処分、信託財産の計算などを行う。「受託者」「受託会社」とも言う。

信託財産留保額【しんたくざいさんりゅうほがく】

信託期間の途中で投資信託を解約する場合、解約代金から控除されて、信託財産に留保される資金、またはその金額。信託財産留保額のないファンド、購入の申込み時に徴収するファンドもある。

信託報酬【しんたくほうしゅう】

投信会社・信託銀行・販売会社が、信託財産の運用や管理の対価として信託財産の中から受取る報酬。信託財産の中から直接差し引かれるので、お客さまが間接的に負担する費用となる。

追加型投資信託【ついかがたとしんたく】

いつでも購入・解約できる投資信託のことで、オープン型投資信託ともいう。募集期間だけしか購入できない単位型(ク

ニット型)投資信託もある。

投信会社【とうしんがいしゃ】

お客さまから販売会社経由で集まった資金をまとめて、ファンドの設計や運用の指図を行う会社。「運用会社」「委託者」「委託会社」とも言い、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成なども行う。

特定口座【とくていこうざ】

販売会社がお客さまに代わって株式や株式投資信託で得た損益の計算や納税手続きを代行する仕組み。

NISA【にーさ】

平成26年1月から始まった少額投資非課税制度のこと。NISA口座で購入した株式投資信託の譲渡所得・配当所得が非課税となる。NISA口座では、毎年100万円(約定金額)までを上限とし、投資をはじめた年から最長5年間非課税となる。

※NISAについて詳しくは、別途パンフレットをご用意しておりますので、店頭にてお申し付けください。

販売会社【はんばいがいしゃ】

証券会社や銀行等、投資信託の販売に関する業務(投資信託の募集・販売、解約、分配金、償還金の受渡しなど)を行う会社のこと。

申込手数料【もうしこみてすうりょう】

投資信託お申込の際に、販売会社へ支払う手数料。各ファンドで手数料は異なる。

※交付目論見書にてご確認ください。

約定日【やくじょうび】

ファンドの購入日・解約日を申込日とし、購入・解約において、価額が適用される日。ファンドによって異なるが海外ものは申込日の翌営業日が約定日となるのが一般的である。

参考

投資信託のお取引にかかるコストについて

| 直接的にご負担いただくもの | | 間接的にご負担いただくもの |
|---------------|--|---------------------|
| 購入時 | お申込手数料(消費税) | 信託報酬・売買委託手数料・監査費用 等 |
| 収益分配時 | 普通分配金に対する課税(所得税15.315%・住民税5%) | |
| 解約時 | 信託財産留保額・収益に対する課税(所得税15.315%・住民税5%)・解約手数料 | |
| 償還時 | 収益に対する課税(所得税15.315%・住民税5%) | |

※代表的なコストについて記載しております。
※それぞれの費用等はファンドごとに異なります。
詳しくは各ファンドの「契約締結前交付書面」「交付目論見書」等でご確認ください。
※平成26年1月1日現在の税制に基づき作成しています。

収益分配金の課税について

①「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」

- 追加型株式投資信託には2種類の収益分配金があります。

普通分配金…個別元本を上回る部分からの収益分配金。
利益からの収益分配金として課税対象となります。(税率は20.315%(所得税15.315%、住民税5%))

元本払戻金…個別元本を下回る部分からの収益分配金。
(特別分配金) 元本の一部払戻しに相当するため非課税となります。

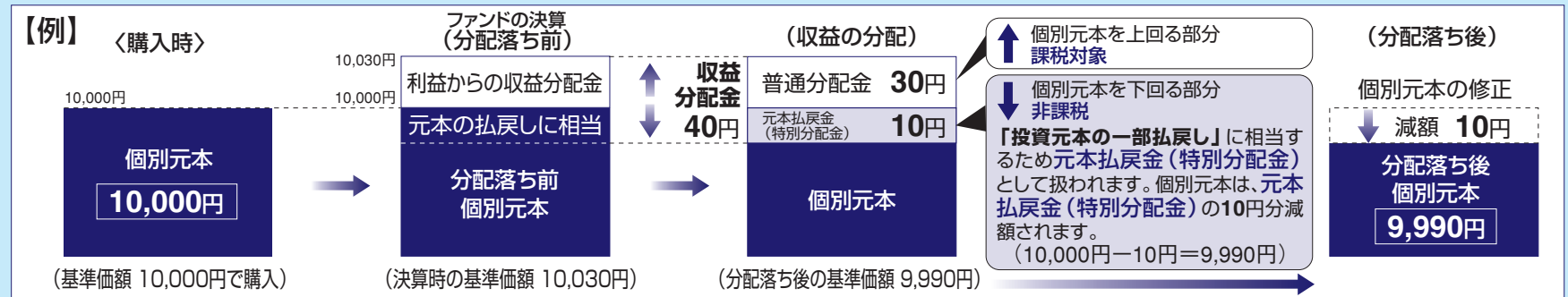
②収益分配金と個別元本の関係

- 収益分配金は「収益分配落ち後の基準価額一個別元本」が[ゼロまたはプラスの場合]または[マイナスの場合]によって、いずれの分配金になるかが決まります。

[ゼロまたはプラスの場合]すべてが「普通分配金」となります。
[マイナスの場合]マイナス分が「元本払戻金(特別分配金)」, 残りの部分が「普通分配金」となります。

- 分配落ち後の個別元本

普通分配金…個別元本は修正されません。
元本払戻金…個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、修正後の個別元本となります。
(特別分配金)



③確定申告

- 分配金については、普通分配金の支払の際に20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率により源泉徴収されますので、確定申告は不要です。

ただし、申告することもできます。申告する場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

- ・総合課税……… 配当控除あり(※ファンドにより、配当控除の対象外となるものもあります。)
- ・申告分離課税…… 配当控除なし・上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能

※法人のお客さまの場合は、上記とは異なります。

※税務の取扱いについては、平成26年1月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合がございます。

譲渡取引（解約、償還）時の課税について

① 譲渡取引（解約、償還）時の課税

○ 譲渡損益額の計算方法

- 解約価額 : 約定日の基準価額－信託財産留保額（信託財産留保額のないファンドもあります。）
 取得単価 : 個別元本に購入時の手数料および消費税を含めた価額
 譲渡損益額 : (解約価額－取得単価)×約定口数÷計算口数

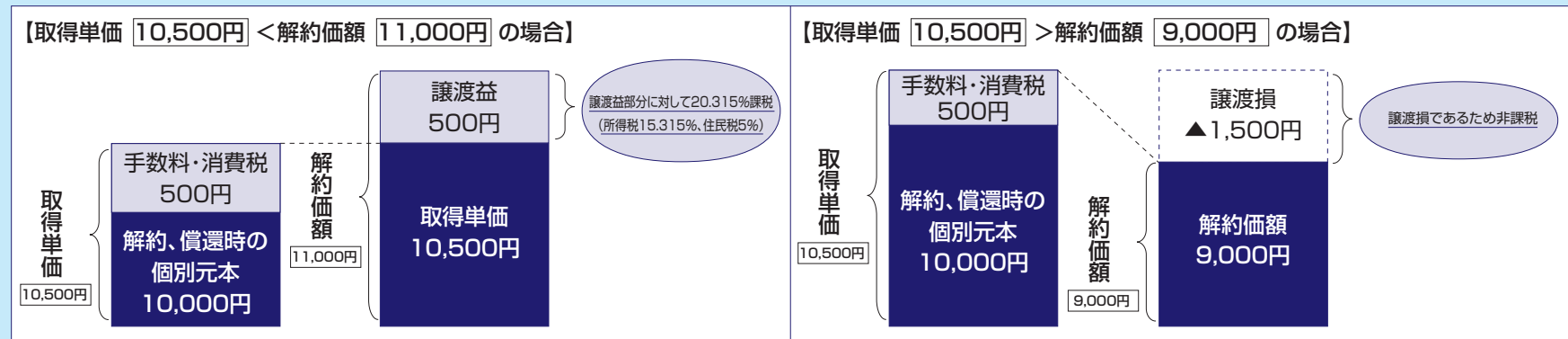
○ [取得単価<解約価額の場合] 譲渡益部分について課税対象となります。

(税率は20.315% (所得税15.315%・住民税5%))

[取得単価≥解約価額の場合] 非課税扱いとなります。

(法人のお客さまが解約請求をした場合は、所得税のみ源泉徴収の対象となります。)

【例】 取得単価と解約価額の関係



② 損益通算（上場株式等）について

- 譲渡所得内で損益通算可能
- 譲渡損失と配当所得との損益通算可能

参考

- 「特定口座（源泉徴収あり）」をご利用のお客さま…自動的に譲渡益税が源泉徴収されます。
また、当行の特定口座内での取引については、自動的に損益通算されます。
- 「特定口座（源泉徴収なし）」「一般口座」をご利用のお客さま…原則として確定申告が必要となります。
(※特定口座のしくみや損益通算等については、別パンフレット「投資信託「特定口座」のしくみと税制のポイント」をご用意しておりますので、店頭にてお申し付けください。)

※法人のお客さまの場合は、上記とは異なります。

※税務の取扱いについては、平成26年1月1日現在の税制によるもので、将来変更される場合がございます。

【投資信託に関するご注意事項】

- ◎投資信託は、預金商品ではなく、元本の保証はありません。
- ◎投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することになります。
- ◎投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ◎当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◎当行は、投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は投資信託委託会社または海外の投資顧問会社が行います。
- ◎投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【投資信託に係るお客さまの負担となる主な費用】

| | | |
|---|---------|---|
| 申込時に直接負担いただく費用 | 申込手数料 | 申込価額 × 3.675%* (税抜 3.5%) 以内 ※消費税率が8%となった場合は、3.78%以内となります。 |
| 解約時に直接負担いただく費用 | 信託財産留保額 | 解約請求受付日の基準価額 × 1.0%以内 ※解約請求受付日の翌営業日または翌々営業日の基準価額を適用するファンドもあります。 |
| 保有期間中に ファンドが負担する費用 (間接的に負担いただく費用) | 信託報酬 | 総資産額の年2.10%* (税抜 年2.0%) 以内 ※消費税率が8%となった場合は、2.16%以内となります。 |
| | その他の費用 | 上記のほか、ファンドでは売買委託手数料、監査報酬、組入資産の保管等に要する諸費用、先物取引・オプション取引等に要する費用、投資するファンドの信託報酬等を負担しております。「その他の費用」については、ファンドにより異なります。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 |

※お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、ファンドやお申込代金、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※公社債投資信託・MMF・中期国債ファンドにおいては、上記記載と異なりますので、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

(2013年11月1日改定)

【投資信託取引について】

投資信託に関するお問合せは、取扱店の窓口へお問合せください。

*ご本人さまがお問合せいただきますようお願いいたします。ご本人さま以外のお問合せにつきましてはお答えできかねますので、ご了承ください。

【当行ホームページにて、ファンドの情報が確認できます。】

<http://www.sihd-bk.jp>

◎当資料は平成26年1月1日現在の税制に基づき作成しており、今後税制等が改正された場合は、内容が変更となる可能性があります。

具体的な税務取扱については、税務署・税理士等の専門家にご相談ください。